

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例(平成21年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出)

第2条 条例第10条第1項の規定による自転車等駐車場の設置の届出又は届け出た事項の変更の届出は、自転車等駐車場設置(変更)届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第10条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の名称、所在地及び所在する区域
- (2) 工事の種別並びに着手及び完了の予定日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第10条第2項の位置図は、施設及び自転車等駐車場の付近見取図及び配置図とする。

4 条例第10条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の各階平面図
- (2) 自転車等駐車場の平面図
- (3) 立体式の自転車等駐車場その他の特殊な装置を用いる自転車等駐車場にあつては、その構造図
- (4) 店舗面積等を算定することができる求積表

5 市長は、第1項の届出があつた場合において、その届出に係る自転車等駐車場が条例第4条から第9条までに規定する基準に適合することを確認したときは、その届出をした者に対し、自転車等駐車場設置(変更)適合確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(自転車等駐車場の設置工事完了届出)

第3条 前条第5項の通知書を受けた者は、自転車等駐車場の設置工事が完了したときは、速やかに自転車等駐車場設置工事完了届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、自転車等駐車場の設置工事が完了した状況が分かる写真を添付しなければならない。

(身分証明書)

第4条 条例第13条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第4号とする。

(措置命令書)

第5条 条例第14条に規定する措置命令を行う場合の様式は、様式第5号とする。

(公表の方法)

第6条 条例第15条第1項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第1号)に規定する弁明の機会の付与に関する規定は、条例第15条第2項に規定する意見を述べる機会の付与について準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日規則第24号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(令5規則24・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

自転車等駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所
設置者 氏名
(名称及び代表者氏名)

熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分		☐ 設 置	☐ 変 更
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名			
施 設	名称		
	所在地		
	区域	☐ 商業地域	☐ 近隣商業地域
	主たる用途		
	店舗面積等	平方メートル	
工 事	種別	☐ 新 築	☐ 増 築
	着手予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
自 転 車 等 駐 車 場	位置	☐ 敷地内 ☐ 敷地外(設置場所：)	
	台数	台(自転車 台・原付 台)	
	条例の規定による 附 置 義 務 台 数	台	
	構造及び設備		
連絡先	住所： 氏名： (電話：)		
備 考			

注1 変更届の場合は、変更しようとする事項のみ記入してください。

2 該当する区分の□にレ印を記入してください。

3 熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則第2条第3項の位置図及び同条第4項の図書を添付してください。

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

自転車等駐車場設置(変更)適合確認通知書

様

熊本市長 印

次の自転車等駐車場は、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例第4条から第9条までに規定する基準に適合していることを通知します。

届 出 区 分		☐ 設 置	☐ 変 更
施 設	設置届出日	年 月 日	
	名称		
	所在地		
	主たる用途		
	店舗面積等	平方メートル	
工 事	種別	☐ 新 築	☐ 増 築
	着工予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
自 転 車 等 駐 車 場	位置	☐ 敷地内 ☐ 敷地外(設置場所：)	
	台数	台(自転車 台・原付 台)	
	条例の規定による 附 置 義 務 台 数	台	
	構造及び設備		

様式第3号(第3条関係)

自転車等駐車場設置工事完了届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所

設置者 氏名

(名称及び代表者氏名)

熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 区 分		☐ 設 置	☐ 変 更
施 設	設置届出日	年 月 日	
	名称		
	所在地		
	主たる用途		
	店舗面積等	平方メートル	
工 事	完了日	年 月 日	
	種別	☐ 新 築	☐ 増 築
自 転 車 等 駐 車 場	位置	☐ 敷地内 ☐ 敷地外(設置場所：)	
	台数	台(自転車 台・原付 台)	
	条例の規定による 附 置 義 務 台 数	台	
	構造及び設備		

注 自転車等駐車場の設置工事が完了した状況が分かる写真を添付してください。

様式第4号(第4条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例第13条第1項の規定により施設又は自転車等駐車場に立ち入って検査又は質問をする職権を有する職員であることを証する。	
年 月 日発行	
熊本市長	印

(裏)

熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例(抜粋)
(立入検査等)
第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該施設若しくは当該自転車等駐車場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

措 置 命 令 書

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称

上記の施設は、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例第 条の規定に違反している
ので、同条例第14条の規定に基づき、次のとおり措置するよう命じます。

- 1 措置事項
- 2 理 由

(教示)